

資料 1 浜中町防災会議条例

昭和37年12月23日

条例第18号

改正 昭和52年9月29日条例第24号

平成元年12月21日条例第23号

平成12年2月28日条例第2号

平成14年3月19日条例第10号

平成24年12月12日条例第27号

浜中町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、浜中町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浜中町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて浜中町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (5) 浜中町教育長
 - (6) 浜中消防団長
 - (7) 釧路東部消防組合消防長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方団体機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ3人、3人、2人、1人、3人及び1人とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共団体機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年9月29日条例第24号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日条例第10号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 浜中町災害対策本部条例

昭和37年12月23日

条例第19号

改正 平成24年12月12日条例第28号

浜中町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、浜中町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 浜中町防災行政用無線局管理運用規程

平成7年3月28日

規程第1号

改正 平成9年6月30日規程第12号

平成27年12月30日訓令第27号

令和3年12月30日訓令第43号

浜中町防災行政用無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務等に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めるもののほか、浜中町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 屋外子局 同報親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線設備の操作を行う者で、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(設置場所)

第3条 無線局の設置場所は、次のとおりとする。

浜中町湯沸445番地 浜中町役場庁舎内

(無線局の総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(無線局の管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災対策室長の職にあるものをあてる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局の管理、運用の業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成)

第7条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年5月1日現在における無線従事者名簿（別表1）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに、必要に応じ、無線業務日誌に記載を行う。

（通信取扱者）

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備え付け書類の管理）

第10条 管理責任者は、電波法令等関係法令に基づく、業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌を記入した場合は、管理責任者の査閲を受けるものとする。

4 管理責任者は、無線従事者選解任届けの写しを整理保管しておくものとする。

（提出書類）

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく北海道総合通信局長に届け出をするものとする。

（無線局の運用）

第12条 無線局の運用方法は、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検をおこなう。

(1) 週点検

(2) 四半期点検

(3) 年点検（年1回以上） 専門業者に委託

2 前項の点検の結果は、点検記録簿（別表2～別表6）に記録しておく。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 週点検 通信取扱責任者

(2) 四半期点検 管理責任者

(3) 年点検 総括管理者

4 予備装置及び予備電源は、年4回以上使用し、機能を確保しておく。

5 点検の結果異常を発見した時は、直ちに責任者報告し、措置をするとともに保守契約をしている業者等に連絡し、障害の除去に努める。

（通信訓練）

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、

次による定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

(通信系統)

第16条 通信系統は、別図のとおりとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日規程第12号）

この規程は、平成9年6月30日から施行する。

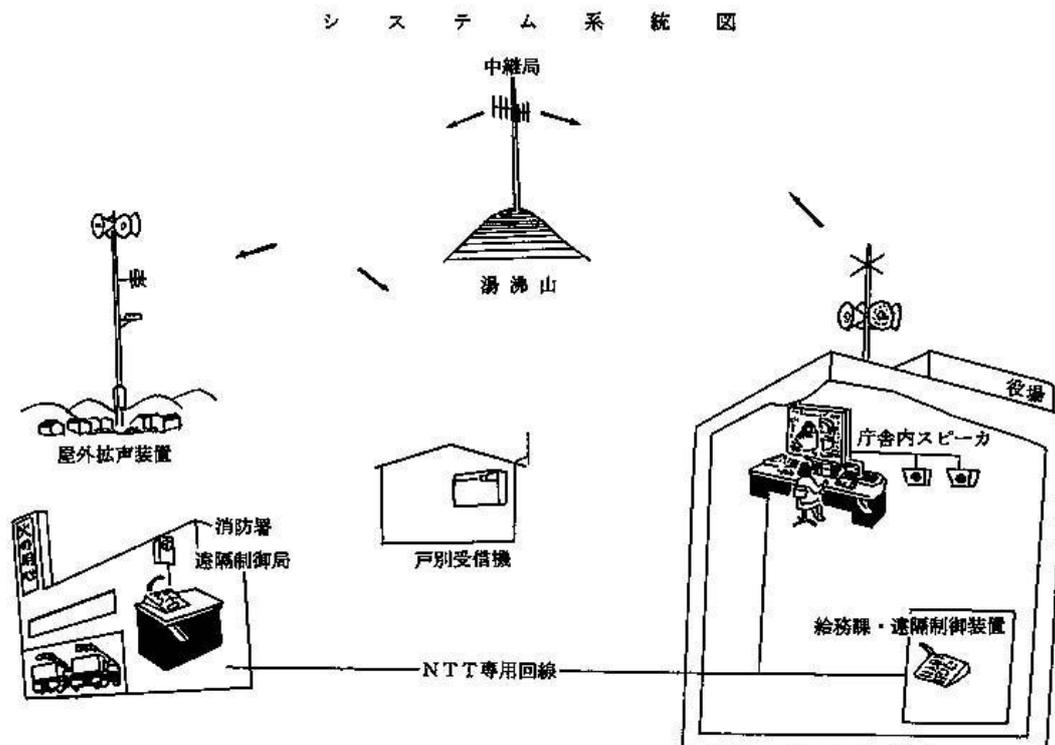
附 則（平成27年12月30日訓令第27号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月30日訓令第43号）

この訓令は、令和3年1月6日から施行する。

別図



別表2

無線局週点検記録簿
(同報親局)

局名 (呼出名称)	点検者氏名		通信取扱責任者
			⑩
点検年月日	年 月 日	天 候	
設備の区分	点 検 項 目		点 検 結 果
無線設備	電源電圧 V	電源電流 A	
	電源ランプ	点灯 消灯	
	無線機器動作状態		
	AC電源断の場合の予備電源の動作		
操作卓	選択呼出し(緊急一括、一括、群別、個別)の動作		
	送信ボタンを押した場合の送出状態		
	電波発射終了後の空線状態		
	チャイム、マイクロホン、テープ(レコード)等の入力レベルの調整		
	音声レベル、信号レベルのVUメータによる監視		
	AC電源断の場合の蓄電池による機器の動作		
附属装置	機能動作		
備考			

別表3

無線局週点検記録簿
(基地局・移動局)

局名 (呼出名称)			点検者氏名	通信取扱責任者印
点検年月日	年	月	日	天候
設備の区分	点検項目			
予備電源装置	電池電圧の確認及び電源切換試験			
遠隔制御装置	動作試験	送受信切換え		
		選択動作		
		音量調整		
		スケルチ調整		
備考	均等補充充電の実施状況			

別表4

無線局四半期点検記録簿
(遠隔制御装置・屋外子局)

遠隔制御装置設置場所		屋外子局番号				管理責任者
		No. ~ No.				Ⓔ
点検年月日	年 月 日	天 候		点検者氏名		
設備の区分	点 検 項 目				点 検 結 果	
予備電源装置	電池電圧の確認 V					
	電源切換試験					
非常灯	室 室 室 室					
空中線系						
屋外子局設備	総合動作試験	子局No.	結 果	子局No.	結 果	
遠隔制御装置	総合動作試験	良		否		
備 考	均等補充充電の実施状況					

別表5

無線局四半期点検記録簿

(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日

測定者氏名

測定器名		総括責任者	
		⑩	
		管理責任者	
		⑩	
局名(呼出名称)			
現用・予備の別			
点検項目		点検結果	
製造番号			
電波の型式及び周波数(MHz)			
空中線電力(W)			
測定値	周波数偏差(±Hz)		
	電源電圧(V)		
	空中線電力(W)		
	スプリアス($2n, 3n \frac{n}{2}, \frac{n-1}{n+1}$)		
	S/N(中継系を含む。)		
T V I ・ F M I			
動作試験	予備装置		
	予備電源		
総合テスト			
備考	均等補充充電の実施		

別表6

無線局年点検記録簿
(業務関係)

点検年月日	年 月 日	局 名 (呼出名称)	
点検者氏名		責任者印	
呼 出 名 称			
点 検 項 目		点 検 結 果	
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
無線従事者選(解)任届の提出の有無			
免許状の備付けの有無及び掲示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備			
考			

資料4 浜中町防災行政用無線局運用細則

平成7年4月1日

実施

改正 平成9年2月4日

平成19年3月30日訓令第14号

平成20年3月25日訓令第18号

平成27年12月30日訓令第28号

浜中町防災行政用無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、浜中町防災行政用無線局管理運用規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、防災行政用無線局（固定系）の運用を円滑に行うため、必要事項を定める事を目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、高潮、津波等の予・警報の伝達等防災行政に関する事。
- (2) 地方自治法第2条第3項に定める事項

(通信時間)

第4条 通信時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平常通信は、定時及び臨時とし、通信時間は別に定める。
- (2) 緊急通信は、地震、台風、高潮、津波等その他緊急事態が発生したとき又は、予測される時に行うものとする。

(通信の依頼)

第5条 通信の依頼をする場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要があるものについては、防災行政無線通信依頼書（第1号様式）により通信を希望する日の3日前までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により依頼することができる。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。否決したときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第7条 通信取扱責任者は、通信をおこなった時は、無線業務日誌に必要事項を記載するものとする。

(通信の方法)

第8条 通信の方法は、次による。

- (1) 一斉呼出 固定系子局全部に一斉呼出しのものをいう。
- (2) 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出しのものをいう。
- (3) 個別呼出 2以上の個別局に対する呼出しのものを言う。

(例)

平常時「こちらは、防災浜中（1～2回）…通信内容…

…以上で終わります。こちらは防災浜中（1回）

災害時「こちらは、防災浜中（1～2回）…通信内容…

…以上で終わります。こちらは防災浜中（1回）

附 則

この細則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成9年2月4日）

この細則は、平成9年2月4日から実施する。

附 則（平成19年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日訓令第18号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日訓令第28号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

資料5 浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

平成16年6月30日

規則第27号

改正 平成19年3月30日規則第13号

平成20年3月25日規則第30号

平成27年12月30日規則第27号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則

(目的)

第1条 この規則は、浜中町防災行政無線戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸付及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 迅速かつ的確な情報伝達を図るため戸別受信機を次の場所に戸別受信機を設置するものとする。

- (1) 住民基本台帳に登録されている世帯主（同居している世帯主は除く）が利用する住宅
- (2) 商店、事業所など居住地から離れ防災上町長が特に必要と認めた施設、建物
- (3) 公共施設
- (4) その他、町長が特に必要と認めた施設、建物

(貸付)

第3条 町長は、戸別受信機の設置を希望する町内に住所を有する世帯主に対し、戸別受信機1台を無償で貸付することができる。

- 2 戸別受信機の貸付を希望するものは浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書（別記様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(使用者の責務)

第4条 設置を受けた戸別受信機は最大の注意をもって使用するとともに、破損した場合には、使用者の責任において修復するものとする。ただし、使用者の責めに帰しがたいと認めるときは浜中町が負担する。

- 2 使用者は、設置を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは直ちに町長に報告するものとする。
- 3 戸別受信機の使用によって生じる電気使用料及び乾電池等の消耗品は使用者の負担とする。

(世帯の異動等の届出)

第5条 戸別受信機の貸付を受けたものが、次の各号の一に該当するときは、世帯の異動等に関する届出書（別記様式第2号）を町長に提出し、その戸別受信機の管理（返還）等について指示を受けるものとする。

- (1) 町外へ転出するとき
- (2) 町内で転居するとき
- (3) 世帯を合併・分離するとき

- (4) 世帯主を変更したとき
 - (5) 戸別受信機を使用しなくなったとき
 - (6) その他戸別受信機の設置場所を変更するとき
- (使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理をもって使用すること。
- (2) 機器の異常を発見した時は、直ちに町長に届出ること。
- (3) 目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で他の者に譲渡若しくは転貸しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第30号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月30日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別記様式第1号

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付申請書

平成 年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者 氏 名 ④
個人番号

浜中町防災行政無線戸別受信機の貸付を申請します。

戸別受信機 台

決定欄

町長	副町長	課長	係長	係	合 議

平成 年 月 日
防災対策室防災係

上記貸付を 決定 する。

浜中町防災行政無線戸別受信機取付確認及び借受書

平成 年 月 日

本日、浜中町防災行政無線戸別受信機の取付を確認し、借受をいたします。

戸別受信機	台	受信機 製造番号	
アンテナ	台	<input type="checkbox"/> ダイポール	<input type="checkbox"/> 八木型

住 所 浜中町

氏 名 ㊟

電話番号

別記様式第2号

世帯の異動等に関する届出書

平成 年 月 日

浜中町長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

浜中町防災行政無線戸別受信機貸付及び管理規則第5条に基づき世帯の異動等下記のとおり届け出ます。

記

受信機製造番号

異 動 の 種 類	変 更 前	変 更 後
1 転出		
2 町内転居		
3 世帯合併		
4 世帯分離		
5 世帯主変更		
6 その他		
()		

資料6 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

平成11年4月1日

規則第14号

改正 平成25年12月27日規則第23号

平成28年12月15日規則第48号

北海道浜中町津波防災ステーション管理規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警戒態勢等（第3条—第5条）

第3章 施設の操作等（第6条—第11条）

第4章 雑則（第12条—第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び北海道と海岸保全施設に関する事務の事務委託に関する規約（昭和50年北海道告示第990号）に基づき、「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による災害の発生を防止することを目的とする。

（町長の責務）

第2条 前条の目的を達するため、町長は、担当職員を指導監督し、この規則に定める必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、あらかじめ、町長が不在の場合の職務を代行する者を別に定めるものとする。

第2章 警戒態勢等

（警戒態勢の発令）

第3条 当該地域が、次の各号に該当するとき町長は、直ちに警戒態勢を発令するものとする。

(1) 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの警報を発表したとき。

(2) 気象庁が、津波又は高潮のいずれかの注意報を発表したときで、町長が必要と認めるとき。

(3) 気象庁が、地震発生の発表をしたときで、町長が必要と認めるとき。

(4) 前各号のほか、町長が必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）

第4条 町長は、警戒態勢時における、施設の操作に備えて、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

（警戒態勢の解除）

第5条 町長は、第3条各号に掲げる事態が解消したときは、安全を確認のうえ警戒態勢

を解除するものとする。

第3章 施設の操作等

(施設の操作)

第6条 町長は、警戒態勢時にあっては、次に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

- (1) 操作を遠隔操作で行う場合は、施設を監視機器により監視しながら行うものとし、操作が安全かつ確実に行われていることを確認する。
 - (2) 操作を手動で行う場合は、施設ごとに定められた操作説明書に基づき操作するものとする。
- 2 施設の操作は、原則2人以上の組で行うものとする。
 - 3 施設の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に海岸管理者に報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、報告することができないときはこの限りでない。
 - 4 施設ごとの操作基準は、別表のとおりとする。

(操作に従事する者の安全の確保)

第7条 操作に従事する者は、あらかじめ定められた操作説明書により、気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、操作を完了又は中断し、安全な場所に退避するものとする。

(施設の操作の訓練)

第8条 施設の操作の実地における訓練を毎年1回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加しなければならない。

(操作の特例)

第9条 町長は、事故その他の緊急事態でやむを得ない事情があるときは、第6条の規定に関わらず、施設を操作することができる。

(通報及び警告等)

第10条 町長は、施設の操作の実施について、すみやかに関係機関に通報等をするものとする。

- 2 町長は、施設の操作により、付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を警告するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 町長は、施設の操作を行ったときは、必要な事項を記録し、保存するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第12条 町長は、施設を良好に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検及び整備を毎月一回以上行うものとする。

2 町長は、前項の点検及び整備のため必要と認める場合は、第6条の規定に関わらず施設を操作することができる。

(気象及び水象の観測)

第13条 町長は、日常の気象及び水象について、定期観測を行うものとする。

(細則)

第14条 この規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日規則第48号)

この規則は、平成29年1月6日から施行する

別表 (第6条関係)

施設名	所在地	操作基準
霧多布港陸こう ① 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	当該区域に係る気象庁の発表内容による操作区分 1 気象庁が、津波警報を発表したときは、操作を開始し、閉鎖する。 2 気象庁が、地震発生を発表をしたときで、津波の来襲等のおそれがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 3 気象庁が、高潮警報、津波又は高潮注意報を発表し、必要と認めたときは、操作を開始し、閉鎖する。 4 気象庁が、上記警報、注意報を発表しない場合でも、津波の来襲等のおそれがあると判断したときは、操作を開始し、閉鎖する。 5 警戒態勢を解除し、安全を確認したときは、操作を開始し、開放する。 6 水門閉鎖に伴い、河川内水位の上昇が生じ、氾濫のおそれがあると判断したときは、津波等の影響による浸入水が生じないことを確認の上、水門の開度を内水位と一致する高さまで、開くことができるものとし、内水位の観測を継続するものとする。
霧多布港陸こう ② 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ 〔所管 国土交通省港湾局 管理者 浜中町〕	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 〔所管 農林水産省水産庁 管理者 北海道〕	浜中町羨古丹	
新川水門 〔所管 国土交通省水管理・ 国土保全局管理者 北海道〕	浜中町新川	

資料7 北海道浜中町津波防災ステーション管理細則

平成11年4月1日

北海道浜中町津波防災ステーション管理細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 態勢時管理（第8条—第14条）
- 第3章 平常時管理（第15条—第32条）
- 第4章 突発事態の措置（第33条）
- 第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道浜中町津波防災ステーション管理規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、この細則を定める。

2 「北海道浜中町津波防災ステーション全体整備計画」により浜中町に設置された海岸保全施設（以下「施設」という。）の警戒態勢時（以下「態勢時」という。）及び平常管理は、別に定めるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

（町長不在時の代行者）

第2条 規則及びこの細則に関する事項について、町長が不在のときの代行者は、浜中町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるところによるものとする。

（担当区域）

第3条 町長は、必要に応じ、浜中町海岸を区域に区分するものとし、区域ごとに別表1の水門班を定めるものとする。

2 水門班は、態勢時及び平常時の施設の点検整備及び開閉操作に関する業務に従事するものとする。

（担当区域の管理態勢）

第4条 町長は、担当職員（以下「職員」という。）の中から、防災ステーション部長（以下「部長」という。）、水門班長（以下「班長」という。）及び前条に定める区域ごとに水門班主任（以下「主任」という。）を定めるものとする。

2 部長は、町長の指示のもと、施設の管理業務全般を指揮する。

3 班長は、部長を補佐し、主任を指導する。

4 主任は、職員を指導し、施設の管理業務にあたる。

（職員の心得）

第5条 職員は、各自の職務につき、責任を重んじ、施設の操作及び維持に万全を期さなければならない。

2 職員は、担当区域内の施設の操作について熟知するとともに、他の区域の施設の操作についても習熟しなければならない。

- 3 職員は、施設の操作に必要となる機械及び電気設備の取扱いにあたっては、周到な注意を払って各部の点検整備を行分ければならない。また、不良個所がある場合は、修理又は取替え等を行い、機能の保持に努めなければならない。
- 4 職員は、気象及び水象に常に留意しなければならない。
- 5 職員は、態勢時管理に万全を期すため、規則及びこの細則並びに地域防災計画の熟知に努めなければならない。

(局舎内の掲示等)

第6条 町長は、施設の操作を行う局舎内には、職員の見易い場所に次の各号に掲げる図表を掲示等の方法により、備えなければならない。

- (1) 津波・高潮非常配備態勢組織図
- (2) 津波・高潮非常配備態勢発令表
- (3) 津波・高潮非常配備態勢動員職員召集系統図
- (4) 海岸保全施設操作に伴う連絡先一覧表
- (5) 海岸保全施設操作表
- (6) 津波・高潮非常配備態勢無線連絡系統図
- (7) 施設の操作基準表
- (8) 施設の操作手順表

(災害対策訓練)

第7条 災害対策を円滑に実施するため、町長が定めるところにより、職員の召集、施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする災害対策訓練を実施するものとする。

第2章 態勢時管理

(施設の操作に備えての措置)

第8条 町長は、態勢時には、施設の操作に備えて、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設を適切に操作することができる要員を配置すること。
- (2) 施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検及び整備を行うこと。
- (3) 施設の操作に支障が生じないように障害物の有無を確認すること。
- (4) その他施設の操作上必要な措置を講じること。

(施設操作時の通報)

第9条 町長は、態勢時における施設操作の実施について、すみやかに別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者等にその旨を通報し、必要な事項を確認するものとする。ただし、緊急に施設操作を要するときは、この限りではない。

(施設操作の注意事項)

第10条 職員は、施設の操作にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 施設の操作により付近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を回転灯、拡声器及び標識等で警告し、必要に応じて行う施設周辺の巡回により、安全を確認すること。

(2) 施設の操作手順表を確認すること。

(気象等の観測等)

第11条 職員は、態勢時において、必要な気象及び水象を観測し、地震等必要となる情報の収集を行うものとする。

2 部長は、態勢時において、気象、水象及び地象の変化が見られる場合は、状況に応じて、観測結果を町長に報告するものとする。

(通信連絡)

第12条 態勢時の通信連絡は、浜中町行政無線を使用して行うものとする。なお、その他の通信手段は、補助的に使用する。

(施設の操作報告)

第13条 部長は、態勢時における各種業務を行ったときは、業務記録表に必要な事項を記録し、保存するとともに、業務報告書により町長に報告するものとする。

(態勢時の施設管理)

第14条 態勢時における施設の管理は、本章で定めるほか、地域防災計画の定めるところによるものとする。

第3章 平常時管理

第1節 通則

(海岸施設管理作業予定表の作成)

第15条 施設の点検整備及び巡回並びに平常時の管理は、海岸保全施設管理作業予定表に基づき、計画的に実施するものとする。

2 部長は、前項の海岸保全管理予定表を各区域ごとに作成するものとする。

(点検整備)

第16条 機械及び電気設備の点検整備は、施設（機械及び電気設備）の点検基準に基づき、行うものとする。

2 部長は、前項の点検整備の状況を機械及び電気設備の点検整備記録表に記録し、保存するものとする。

3 第1項の点検基準は、町長が別に定めるものとする。

(異常を発見したときの措置)

第17条 職員は、施設の点検整備及び巡回中、施設に異常のあることを発見したときは、直ちに応急措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、部長は、すみやかに施設異常発見報告書により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

第18条 職員は、施設の点検及び巡回並びにその他の平常時の管理の内容を記録し、保全するものとする。

(施設の操作報告)

第19条 部長は、施設の操作を行ったときは、施設の操作報告書に必要な事項を記入し、保存するとともに、町長に報告するものとする。

(施設の履歴簿)

第20条 部長は、施設ごとに履歴簿を作成し、施設の改造及び修繕が行われたときは、その内容を記入するものとする。

(施設の管理状況報告)

第21条 部長は、必要に応じ施設の管理状況を町長に報告するものとする。

第2節 水門

(障害物の除去)

第22条 職員は、水門の操作に支障が生じないように門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、障害物がある場合は、除去するものとする。

(開閉操作)

第23条 職員は、水門を毎月1回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

- (1) 操作電源に商用電源及び自家発電電源がある場合は、両電源を相互に使用すること。
- (2) 開閉装置に遠隔操作装置及び機側操作装置がある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源及び自家発電電源の交互使用について十分配慮すること。
- (3) 開閉装置に非常閉鎖装置を備えている場合は、毎年2回、この装置を使用して閉鎖操作を行うこと。

(開閉操作時の注意事項)

第24条 水門の開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 回転灯、拡声器及び標識等により付近を航行する船舶に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。
- (2) 閉鎖時の門扉の止水状態を確認すること。
- (3) 施設の操作手順表を確認すること。

(開閉操作予定表の周知)

第25条 町長は、水門の開閉操作を行うときは、あらかじめ施設の開閉操作予定表(以下「予定表」という。)により、別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある船舶利用関係者に周知するものとする。

(自家発電設備の整備運転)

第26条 水門の自家発電設備は、毎月1回以上、整備運転を行うものとする。

(照明の点灯)

第27条 航行船舶の衝突防止等を図るため、夜間は、水門の照明を点灯するものとする。

第3節 陸こう

(障害物の除去)

第28条 職員は、陸こうの操作に支障が生じないように門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、レール及び戸あたり上に塵芥等がある場合は、除去するものとする。

(開閉操作)

第29条 職員は、陸こうを毎月1回定期点検することとし、次の各号に掲げる方法により、開閉操作を行うものとする。

(1) 操作電源に商用電源及び自家発電源がある場合は、両電源を相互に使用すること。

(2) 開閉装置に遠隔操作装置及び機側操作装置がある場合は、両装置を交互に使用すること。この場合においては、商用電源及び自家発電電源の交互使用について十分配慮すること。

(開閉操作時の注意事項)

第30条 陸こう開閉作業にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 回転灯、拡声器及び標識等により付近を通行する車両等に警告し、交通整理を行い、安全を確認すること。

(2) 施設の操作手順表を確認すること。

(開閉操作予定表の周知)

第31条 町長は、陸こうの開閉操作を行うときは、あらかじめ予定表により、別表2の関係機関及び操作により影響を及ぼすおそれのある港湾利用者等に周知するものとする。

(自家発電設備の整備運転)

第32条 陸こうの自家発電設備は、毎月1回以上、整備運転を行うものとする。

第4章 突発事態の措置

(突発事態の措置)

第33条 突発事態が発生した場合には、職員は、直ちに事態の概要を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の突発事態が切迫した状況にあり、町長の指示を受けるいとまがないときは、職員の判断により応急措置を講じるものとする。また、この場合には、すみやかに町長に報告し、以後の指示を受けなければならない。

第5章 雑則

(その他)

第34条 この細則に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は、町長が、別に定める。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月6日から施行する。

別表1（第3条関係）

水	門	班
担 当 区 域	所 在 地	備 考
霧多布港陸こう ① [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ② [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ③ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ④ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
霧多布港陸こう ⑤ [所管：国土交通省港湾局 管理者：浜中町]	浜中町霧多布	
琵琶瀬川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町琵琶瀬	
奔幌戸川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町奔幌戸	
羨古丹川水門 [所管：農林水産省水産庁 管理者：北海道]	浜中町羨古丹	
新川水門 [所管：国土交通省水管理・国土保全局 管理者：浜中町]	浜中町新川	

別表2（第9条関係）

関 係 機 関 一 覧

釧路総合振興局産業振興部水産課
 釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室維持管理課
 厚岸警察署霧多布警察官駐在所
 厚岸警察署浜中警察官駐在所
 釧路東部消防組合浜中消防署
 浜中漁業協同組合

資料 8 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和59年 6月25日

条例第 6号

改正 平成 3年12月18日条例第29号

平成23年12月 9日条例第14号

平成31年 3月14日条例第 3号

令和元年 9月13日条例第13号

浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和52年条例第14号）の全部を改正する。

第 1章 総則

（目的）

第 1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号、以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3条 町は、町民が令第 1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3条第 2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難たいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手續）

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規定で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民（以下「障

がい者」という。) に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で町長が別に定める率とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年の災害から適用する。

附 則 (平成3年12月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年12月9日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (平成31年3月14日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月13日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

資料9 浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和59年6月30日

規則第5号

改正 平成9年7月10日規則第35号

平成31年3月27日規則第3号

令和元年9月17日規則第9号

浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

浜中町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和52年規則第2号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年条例第6号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 町長は、町の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となつた町民に対

し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障がい者に対し法別表に規定する障がいの有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（保証人及び利率）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 条例第14条に規定する町長が別に定める率は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、年1パーセントとする。
- 3 保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金の支給に関する法律施行令第9条の違約金を包含するものとする。

（借入れの申込み）

第6条の2 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害の受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときはすみやかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について、調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して資金の貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定

通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者はすみやかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別記様式第5号）に資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別記様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（別記様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（別記様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書（別記様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人（保証人を立てる場合は、借受人又は、保証人）について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別記様式第16号）を提出しなければならない。ただし借受人が死亡したときは、同居の親族（保証人を立てる場合は、親族又は保証人）が代つてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月10日規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成10年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成31年3月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日規則第9号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日	
障がいの部位			初 診 年 月 日	年 月 日	
既 往 症		既存障がい	治 癒 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障がいの状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				
関節運動範囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 局番 _____ 病院又は所在地 _____ 診療所の名 称 _____ _____ 年 月 日 _____ 診療担当者 氏 名 _____ ㊞					

別記様式第2号（第6条の2関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時	年 月 日 時			災害名			
被害の種類	1世帯主の負傷 2住居の全壊 3住居の半壊 4家財の損害			被害場所			
返す方法	1年賦 2半年賦 3月賦			いつまでに返せますか	年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ	-----			男 ・ 女	年 月 日生 (歳)	
	氏名						
	フリガナ	-----				郵便番号	電話番号
	現住所	(方)			〒	局 番	
本籍				勤務先の名称と所在地			
職業							
世帯主の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
資産の状況	収入合計	円			支出合計	円	
	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1)自家(2)借家(3)借間(4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護		年 月 日より受給(生任教医)		
負債	(内容)			(金額) 円			
連帯保証人(小さい)が書いて	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)	
	現住所				本籍地		
	職業	月収	円		申込者との係	家族数	人
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名称		
産	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	所在地	電話 局 番			
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無)(状況)	
この災害により世帯主が死亡又は重度障がい者となった事実の有無						(有・無)	
資金の使途	資金の使い方 総額			資金の内訳 合計			
	円			円			
	に			災害援護資金で			
	に			手持資金で			
に			その他()で				
に			円				
に			円				
に			円				

被災時の具体的状況				負傷	全治	カ月		
被害状況	住居の被害		(1)全壊				(2)半壊	
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
	和だんす			婦人用腕時計				
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)				
	洋服だんす			障子				
	鏡台			ふすま				
	腰掛机							
	本箱、本だな							
	食器戸だな			小計				
	食卓、茶ぶ台			その他被害のあつた家財				
	げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額		
	照明器具							
	じゆうたん							
	扇風機							
	石油ストーブ							
	電気やぐらこたつ							
	電気冷蔵庫							
	電気・ガス炊飯器							
	電気洗たく機							
	電気掃じ機							
	ミシン							
	電気アイロン							
	自転車							
	テレビ							
	ラジオ							
	柱時計							
	目覚し時計				小計			
	紳士用腕時計				合計			
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 ㊦</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊦</p> <p>浜中町長 様</p>								

別記様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 団

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第 号
貸付金額	円
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦
利 子	年 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

別記様式第4号（第8条関係）

第 号

平成 年 月 日

浜中町長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

別記様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所
氏名

㊦

浜中町長 様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

別記様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

浜中町長 様

記

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	月 ただし 年月日 第 回償還以降
	償還方法	1年賦 2半年賦 3月賦		
	償還期間	年月日から 年月日まで	変更後の 償還期間	年月日から 年月日まで
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

別記様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

別記様式第10号（第14条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ㊟

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

浜中町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回数	期	別	元 金	利 子
		年 月	期		
申請日までの違約金					
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

別記様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

別記様式第12号（第14条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日、償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

別記様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦 ・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の全部 一部で）				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人相又は続は人	フリガナ氏名	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ氏名	フリガナ	男 ・ 女	年 月 日生	
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
浜中町長 様				免除申請者 印	

別記様式第14号（第15条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 閣

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の償還未済額

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

別記様式第15号（第15条関係）

第 号

年 月 日

浜中町長 印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

別記様式第16号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。				
年 月 日				
借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 ㊦				
連帯保証人 住 所 氏 名 ㊦				
浜中町長 様				

資料10 浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

令和元年9月30日
訓令第22号

浜中町災害弔慰金等支給審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和59年条例第6号)第17条第1項及び同条第3項の規定に基づき、支給審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支給審査委員会の名称は、浜中町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)とし、委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもつて充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要がある認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

附 則

1 この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

資料 1 1 浜中町災害見舞金等支給規則

昭和52年4月1日

規則第1号

改正 昭和63年11月1日規則第12号
平成2年5月1日規則第6号
平成5年2月4日規則第1号
平成6年11月2日規則第19号
平成10年3月23日規則第8号
平成15年10月8日規則第20号
平成23年3月30日規則第2号
平成24年7月9日規則第14号

浜中町災害見舞金等支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜中町内において災害を受けた者に対し、応急援護として災害見舞金等（以下「見舞金等」という。）を支給し、町民の福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災又は暴風、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、海難その他自然災害で、町長が認めたものをいう。
- (2) 建物 住宅及び牛馬等家畜の飼育に供している施設（以下「畜舎等」という。）若しくは海産物等の収納している施設（以下「漁舎等」という。）をいう。
- (3) 被害者 災害により被害を受けた者で、現に本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

第3条 見舞金等は、次に掲げる被害者（第1号の場合は、その世帯主）又はその遺族若しくはその保護者に支給する。ただし、死亡した場合は弔慰金として支給する。

- (1) 災害により建物が焼失、損壊、流失、浸水等の被害を受けた世帯
- (2) 災害により死亡した者
- (3) 災害による負傷のため10日以上入院治療をした者

(支給の認定)

第4条 町長は、被害の状況等を調査し、見舞金等の支給の可否を認定する。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第6条 見舞金等は、被害者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときはこれを支給しない。

2 死亡に係る見舞金等は、浜中町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和59年浜中町条

例第6号)による災害弔慰金の支給をうけたときはこれを支給しない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年11月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則(平成2年5月1日規則第6号)

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成5年2月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年11月2日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月8日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第2号)

この規則は、平成23年3月30日から施行する。

附 則(平成24年7月9日規則第14号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1

被害の区分		支給区分	金額	
			単身の世帯	2人以上の世帯
住宅被害	全焼、全壊、流失、埋没	1世帯につき	円 50,000	円 100,000
	半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水	1世帯につき	円 20,000	円 50,000
死亡		1人につき	円 100,000	
負傷 (10日以上入院治療)		1人につき	円 20,000	
船舶 漁舎等(倉庫、乾燥機小屋)被害 蓄舎等(牛舎、草舎、農機具庫)	全焼、全壊、流失、埋没	1棟(1隻)につき	円 50,000	
	半焼、半壊、半流失、半埋没	1棟(1隻)につき	円 20,000	

別表第2

平成5年1月15日発生の釧路沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上通院		50,000円
	1週間以上通院		20,000円
	1週間未満通院		10,000円

別表第3

平成6年10月4日発生の北海道東方沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上の世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (1人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上通院		50,000円
	1週間以上通院		20,000円
	1週間未満通院		10,000円

別表第4

平成15年9月26日発生の平成15年十勝沖地震に係る見舞金

被害区分	支給区分	金額	
		単身世帯	2人以上世帯
建物	被害額100万円以上	20,000円	30,000円
負傷 (一人につき)	10日以上入院		50,000円
	10日未満入院		30,000円
	1カ月以上通院		50,000円
	1週間以上通院		20,000円
	1週間未満通院		10,000円

別表第5

平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に係る見舞金

支給区分	金額
被害額100万円以上	50,000円
被害額10万円以上100万円未満	20,000円

資料 1 2 浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

平成24年4月1日

訓令第6号

浜中町災害時要援護者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時要援護者のうち災害時に支援が必要とされる者を対象として、本人の申し込みにより浜中町（以下「本町」という。）が作成した災害時要援護者名簿（以下「名簿」という。）をあらかじめ地域の協力機関に提供し、登録した災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時要援護者支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本町が保有する個人情報目的外利用及び協力機関への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 要介護3以上の者
- (2) 身体障害者手帳2級以上を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (4) 療育手帳Aを所持する者
- (5) その他支援を必要としている者

(協力機関)

第3条 この要綱において、協力機関とは、次のとおりとする。

- (1) 町内会・自治会
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) その他災害時要援護者の支援又は地域福祉に関わる活動を行っている団体

2 協力機関は、災害時に、名簿に登録された要援護者（以下「登録者」という。）に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。

3 協力機関は、平素から要援護者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録の手続き等)

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者支援調査票兼申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により町長に申請するものとする。

2 登録希望者が障がい等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申請することができるものとする。

3 登録希望者は、次条で定める登録情報の協力機関への提供について同意するものとする。

4 町長は、第1項の規定に基づく登録申請が行われた場合、申請内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿に登録される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 氏名カナ
- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録申請時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、申請書により、速やかに町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 町長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

(名簿の提供)

第7条 町長は、第4条の規定に基づき新規に名簿を作成したとき及び前条の規定により名簿登録情報の変更を行ったときは、速やかに名簿を協力機関に提供するものとする。

(受領書の提出)

第8条 協力機関は、前条の規定により名簿を受領したときは、速やかに災害時要援護者の名簿受領書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(名簿情報の保護)

第9条 協力機関は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、その他の団体においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。

- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 協力機関において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。
- 2 協力機関は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、協力機関に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時要援護者支援制度登録内容変更・抹消届出書を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。
- 3 町長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。
 - (1) 登録者が死亡したとき。
 - (2) 登録者が町外に転出したとき。
 - (3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(町の責務)

第11条 町は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 真に支援が必要な要援護者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (2) 地域の協力機関の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

(補則)

第12条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

災害時要援護者支援調査票兼申請書

(新規・変更・廃止)

調査年月日	平成 年 月 日
調査員	

調査対象者			
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 歳
氏名		性別	男・女 血液型
住所	〒 - 浜中町	電話番号	- -
		携帯番号	- -

緊急時連絡先			
一人目	氏名	電話番号	- - 携帯番号 - -
	住所		関係
二人目	氏名	電話番号	- - 携帯番号 - -
	住所		関係

避難の情報					
歩行状況	① 自立 ② 杖歩行 ③ 一部介助が必要 ④ 這って移動 ⑤ 歩けない				
行動範囲	① 単独外出 ② 家の周り ③ 家内のみ ④ 床の上				
避難支援状況	<table border="0"> <tr> <td>① 災害時に自分で避難できる。</td> <td rowspan="3">} 避難先 ()</td> </tr> <tr> <td>② 家族等の手助けがあれば避難できる。</td> </tr> <tr> <td>③ 全面的な支援がなければ避難できない。</td> </tr> </table>	① 災害時に自分で避難できる。	} 避難先 ()	② 家族等の手助けがあれば避難できる。	③ 全面的な支援がなければ避難できない。
① 災害時に自分で避難できる。	} 避難先 ()				
② 家族等の手助けがあれば避難できる。					
③ 全面的な支援がなければ避難できない。					

浜中町長様

私は、浜中町災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た上記等の個人情報を、災害時の避難支援等のために、町の関係部署や協力機関に提供されることに同意します。

申請者署名

申請者署名ができない方は

代理者署名

代理者住所

申請者との関係



- -

第2号様式

災害時要援護者名簿受領書

平成 年 月 日

浜 中 町 長 様

機 関 名

住 所

氏 名

㊞

浜中町から当該地域の災害時要援護者名簿（以下、「名簿」という。）を受領しました。

なお、名簿に記載された情報については、個人情報保護の観点を十分尊重し、名簿情報の漏洩や拡散がないよう適切に管理すること、及び災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないことを遵守します。

資料 1 3 災害危険区域内の建築制限条例

昭和35年 9 月28日

条例第20号

災害危険区域内の建築制限条例

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第2条 建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域として次の区域を指定する。

霧多布、新川、暮帰別及び榊町の区域のうち、国又は、地方公共団体の築造する防潮堤及び防潮堤築造予定線からそれぞれ海面までの地域

(建築物の建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 季節的な仮設のもの
- (2) 主要構造部（屋根及び階段を除く）を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの
- (3) 基礎コンクリートとし、その高さを防潮堤の高さと同等以上とするもの
- (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 4 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を釧路総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても釧路総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報報告（別記第1号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第6号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び(2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料48のとおりとする。

4 災害情報等連絡責任者

情報等連絡責任者は防災対策室、その代理者には、防災係長をあてるものとする。

資料 15 北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下、「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下、「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告

9時13時17時

- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間11月～12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間12月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、「積雪速報」を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社及びソフトバンク株式会社（以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。）は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知さ

せるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所

要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧める

とともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料 15 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社東日本支店北海道事務所、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

- (1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、積雪の状況を勘案し、毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象

官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

- (3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。)水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部等及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あ

らゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告、避難指示（緊急）の発令ができるようにしておくこと。

- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。